

## ●自主納税

# 自主納税

## 自主納税

市税は納税者のみなさんに、定められた納期限までに金融機関の窓口等で自ら納めていただくことになっています。これを自主納税といいます。

## 滞納と延滞金

定められた納期限までに納税しないことを滞納といい、納期限までに納めた方との公平を保つため、滞納された方には、本来納めるべき税額のほかに高率の延滞金もあわせて納めていただきます。

### [納期限までに税金を完納しなかった場合]

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

ア 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は・年7.3パーセント  
イ その後の期間については……………年14.6パーセント

(但し、令和6年の場合は、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年2.4%、  
その後の期間については年8.7%)

## 滞納処分

滞納になると、督促・催告を行い、早期に納税するよう納税指導を行います。

滞納者の中には、収入や生活の事情によりやむを得ず滞納している方もいますので、納税指導に当たっては、それぞれの事情を十分お聞きして分割納付などの相談に応じています。しかし、納税できる収入や資産がありながら納税の意思のない方については、税負担の公平性を保つため、法律に基づいて、財産(預貯金、給料、不動産、動産、自動車など)を差し押さえ、取立てや公売などの滞納処分を行うことになります。

## 自主納税にご協力を

このように市税の滞納は、納税者にとって、延滞金を加算されたり、財産を滞納処分されるなど不利益であることはもちろん、北九州市にとつても滞納整理に多くの費用がかかります。

この費用も結局は、貴重な市税から支出されることになります。  
以上のことから、是非とも納期内納付にご協力ください。

## 納税のご案内

### ●便利な口座振替

## 便利な口座振替

個人の市県民税(普通徴収)、固定資産税及び軽自動車税(種別割)は、銀行・郵便局などの口座から自動的に納付することができます。

銀行の口座振替や郵便局の自動払込みを利用されると、わざわざ納期ごとに区役所や金融機関などへお出かけになる手間がはぶけます。また、納期をうっかり忘れたときでも安心です。

●口座振替に関する問い合わせ先…財政・変革局収税企画課(電話093-967-6955)

### 申込みの手続

あなたの預・貯金口座のある金融機関へ

- 預・貯金通帳とその印鑑
- 納税通知書

をお持ちになれば、手続をすることができます。

#### 注意

申込書は、市県民税・固定資産税の納税通知書に添付(ただし、この申込書はゆうちょ銀行(郵便局)では使用できません。)しているほか、市内の金融機関にも備えてあります。

### 取扱い金融機関

銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・西京・広島・もみじ・伊予
信 用 金 庫	福岡ひびき・遠賀
そ の 他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合・朝銀西信用組合(市内店舗に限る)・ゆうちょ銀行(郵便局)

### 振替日

振替日は、各納期限の日です。新規に申込みをされた方、指定口座を変更された方には「口座振替開始(変更)のお知らせ」を送付していますので、振替開始日を確認してください。

### ●Web口座振替受付サービスでの手続き

インターネットで口座振替(自動振込)のお申込みができます。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

#### ▼検索エンジンからアクセス

北九州市税 Web口座振替



市税 Web口座  
振替ページ



#### ▼北九州市ホームページURL

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/297\\_00021.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/297_00021.html)

## 納税の猶予と減免

### 納税の猶予

市税は、納期内に納めなければなりませんが、不幸にして火事、風水害などの被害を受け、又は病気や負傷で働けないなどの事情や、生活の維持ができなくなる場合などには、申請により1年間を限度として納める時期を延ばしたり、税金を分けて納めることができます。

納税の猶予の申請、その他納税については、各市税事務所納税課へご相談ください。

#### ● 納税の猶予と減免

### 市税の減免…(個人にかかるもの)

納税者が、災害にあったり、生活保護を受けるなど、市税を納めることができない次のような事情がある場合は、その状況に応じて市税を減免する制度があります。

※減免の対象となる市税は、まだ納期が到来していない分が対象です。

#### 個人の市民税

生活扶助などを受けた場合

災害(火災、風水害など)を受けた場合

所得が前年の5割以下に減少すると見込まれる場合(前年の所得が一定額以下の場合に限る)

#### 固定資産税

生活扶助などを受けた場合

災害(火災、風水害など)を受けた場合

#### 軽自動車税(種別割)

身体障害者などが所有する車で、身体障害者自身が使用する場合など

### 減免の手続

減免を受けようとする場合は、下記の担当課へお早めにご相談ください。

個人の市民税	東部・西部市税事務所市民税課又は税務課
軽自動車税(種別割)	東部・西部市税事務所市民税課又は税務課、財政・変革局税務部課税第二課
固定資産税(土地・家屋)	東部・西部市税事務所固定資産税課
法人の市民税	財政・変革局税務部課税第一課
事業所税	財政・変革局税務部固定資産税課
固定資産税(償却資産)	財政・変革局税務部固定資産税課

所在地及び電話番号はP.75、P.76をご覧ください。

# こんなとき納税は？

Q

## 市税を一時に納付できないときは、どうすれば…？

家族が病気にかかり、不時の出費が続き固定資産税を納期限までに納めることができません。しばらく待ってもらえませんか。

A

病気、災害など特別な事情があって市税を一時に納付できないときは、次のような納税の猶予制度があります。市税事務所納税課に早めにご相談ください。

### 1 徴収猶予

- (1)財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- (2)納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- (3)事業を廃止し、又は休止したとき
- (4)事業について著しい損失を受けたときなどにより、市税を一時に納付することができないときは管轄の市税事務所納税課に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

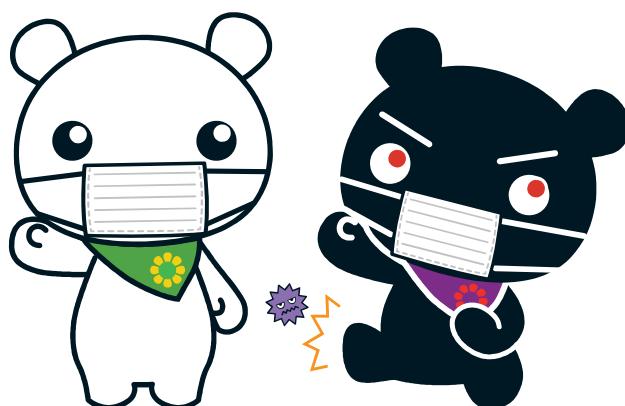
### 2 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に、管轄の市税事務所納税課に申請することにより1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税について適用されます。

### 3 猶予が認められると猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。また、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

Q&A



## Q&A

Q

### 延滞金の計算方法は…？

私は、半年ほど大阪に出張していたため、固定資産税第1期分（納期限令和6年4月30日）62,000円を納めていませんでした。それで第2期分とあわせて令和6年7月31日に納めたところ、延滞金が千円かかりました。この延滞金はどのように計算されるのですか。

A

延滞金とは、納期内に納付された人との公平を保つために、納期限後に税金を納付する場合に徴収されるものです。

この延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（2,000円以上で1,000円未満の端数を切り捨てた額）に最初の1か月は年7.3%、それ以降は年14.6%を乗じて計算した金額となります。

但し、平成26年1月1日から当分の間は、毎年財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合に、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年1%、その後の期間については年7.3%を加算した割合となります。令和6年の場合は、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年2.4%、その後の期間については年8.7%です。

これをあなたの場合にあてはめてみますと、

(ア) 5月1日から5月31日の間（納期限の翌日から1か月）

…年7.3%（令和6年の場合は年2.4%）

$$62,000\text{円} \times 2.4\% \times 31\text{日} / 365\text{日} = 126\text{円}$$

（円未満の端数切捨て）

(イ) 6月1日から7月31日の間（(ア) の翌日から納付の日）

…年14.6%（令和6年の場合は年8.7%）

$$62,000\text{円} \times 8.7\% \times 61\text{日} / 365\text{日} = 901\text{円}$$

（円未満の端数切捨て）

$$(ア) + (イ) = 1,027\text{円}$$

計算された金額のうち100円未満は切り捨てますので、1,000円が延滞金の額となります。

# こんなとき納税は？

Q

## 市外でも口座振替はできるか…？

私は市外に住んでいますが、市外の金融機関で口座振替の手続はできますか。

A

市税の口座振替はP.60に記載のある金融機関で利用できます。お近くの店舗にて、口座振替の手続きをしてください。

また、スマートフォン・パソコン・タブレット端末からインターネットを利用して口座振替をお申し込み（新規登録・振替口座変更）いただけます。（P.60参照）

注意

市税口座振替申込書は、市県民税・固定資産税の納税通知書に添付しています。（ただし、この申込書はゆうちょ銀行（郵便局）では使用できません。）軽自動車税（種別割）又はゆうちょ銀行（郵便局）での口座振替の申込みは、別途申込書が必要になりますので、財政・変革局収税企画課（電話093-967-6955）まで連絡してください。

Q

## 年度中途から口座振替を利用できるか…？

私は、今まで各納期毎に銀行で市民税を納めてきました。今からでも口座振替を利用できますか。

A

口座振替の申込みはいつでもできます。預・貯金口座のある金融機関へ通帳と印鑑、納税通知書をお持ちになれば手続をすることができます。

後日、「口座振替開始（変更）のお知らせ」を送付しますので、振替開始日を確認してください。

また、振替開始までは、納税通知書に添付している納付書で納付してください。

Q&A

Q

## 市税の納付について

納期限を過ぎてしまった市税等はどのように納めればいいのですか。また、納付書はまだ使えますか。

A

納期限を過ぎた場合でも、ゆうちょ銀行（郵便局）やP66に記載している金融機関で、納付いただくことが可能です。

ただし、コンビニエンスストア、地方税お支払サイト、スマート決済アプリでは納期限を過ぎた納付書は使用できません。これらの納付方法をご希望の場合は、各市税事務所納税課に納付書の再発行を依頼してください。